

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市教委規則第5号

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則

四日市市英語指導員任用規則（令和2年四日市市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任用が継続する期間は、<u>5年を超えることができない。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任用が継続する期間は、<u>ロングビーチ市から招致された英語指導員は4年、JETプログラムにより招致された英語指導員は5年を超えることができない。</u></p>
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>英語指導員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) (略)</p>

(7) 女子の英語指導員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の英語指導員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

(8) 英語指導員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲の期間

(9) 英語指導員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間 にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

(10) 英語指導員が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子

(6) 女子の英語指導員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の英語指導員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

(7) 英語指導員が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

の英語指導員にあっては、その子の当該男子の英語指導員以外の親が当該英語指導員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導員が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）

(12) （略）

(13) 女子の英語指導員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査

(8) （略）

(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導員が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）

に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(14) 英語指導員が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間

(15) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）英語指導員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認

(10) 英語指導員が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間

(11) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。（以下同じ。））英語指導員が、要介護者の介護をするため、勤務しないこと

められる場合 当該要介護者ごと  
に、3回を超えず、かつ通算して  
93日の範囲内において必要と認  
められる期間

(16) 引き続き在職した期間が1年以  
上である英語指導員が、要介護者  
の介護をするため、要介護者の  
各々が当該介護を必要とする一つ  
の継続する状態ごとに、連続する  
3年の期間（当該要介護者に係る  
前号の期間と重複する期間を除  
く）内において1日の勤務時間の  
一部につき勤務しないことが相当  
であると認められる場合 1日に  
つき2時間（当該英語指導員につ  
いて1日につき定められた勤務時  
間から5時間45分を減じた時間  
が2時間を下回る場合は、当該減  
じた時間）を超えない範囲内で必  
要と認められる時間

(17) 妊産婦である女子の英語指導員  
が、母子保健法第10条に規定す  
る保健指導又は同法第13条に規  
定する健康診査を受けるため勤務  
しないことがやむを得ないと認め  
られる場合 妊娠満23週まで  
は、4週間に1回、妊娠満24週  
から満35週までは2週間に1  
回、妊娠満36週から出産までは  
1週間に1回、産後1年まではそ  
の間に1回（医師等の特別の指示  
があった場合には、いずれの期間

が相当であると認められる場合 通  
算して93日の範囲内において必  
要と認められる期間

(12) 引き続き在職した期間が1年以  
上であり、かつ、介護休暇開始予  
定日から93日を経過する日の翌  
日以降も引き続き在職が見込まれ  
る英語指導員が、要介護者の介護  
をするため、要介護者の各々が当  
該介護を必要とする一つの継続す  
る状態ごとに、連続する3年の期  
間（当該要介護者に係る前項の期  
間と重複する期間を除く）内にお  
いて1日の勤務時間の一部につき  
勤務しないことが相当であると認  
められる場合 1日につき2時間を  
超えない範囲内で必要と認められ  
る時間

(13) 妊産婦である女子の英語指導員  
が、母子保健法（昭和40年法律  
第141号）第10条に規定する  
保健指導又は同法第13条に規定  
する健康診査を受けるため勤務し  
ないことがやむを得ないと認めら  
れる場合 妊娠満23週までは、  
4週間に1回、妊娠満24週から  
満35週までは2週間に1回、妊  
娠満36週から出産までは1週間  
に1回、産後1年まではその間に  
1回（医師等の特別の指示があっ

についてもその指示された回数。)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(18) 妊娠中の女子の英語指導員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間

(19) (略)

(20) (略)

2 前項第1号から第9号まで及び第17号から第20号までの特別休暇は有給とし、第10号から第16号までの特別休暇は無給とする。

(免職、休職等)

第29条 (略)

2 教育委員会は、英語指導員が次に掲げる場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除くほか、英語指導員が病気(第32条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項において同じ。)を超える場合

た場合には、いずれの期間についてもその指示された回数。)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(14) (略)

(15) (略)

2 前項第1号から第4号まで及び第15号の特別休暇は有給とし、第5号から第14号までの特別休暇は無給とする。

(免職、休職等)

第29条 (略)

2 教育委員会は、英語指導員が次に掲げる場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、英語指導員が病気(第32条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項において同じ。)を超える場合

(休暇及び休職の手続き)

第33条 休暇を取得する場合においては、予定日数（第14条第1項第20号の場合は、予定日数及び取得理由）をあらかじめ指導課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

(休暇及び休職の手続き)

第33条 休暇を取得する場合においては、予定日数（第14条第1項第15号の場合は、予定日数及び取得理由）をあらかじめ指導課長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)